
消費税改正に伴う電気料金の変更のお知らせ

～高圧または特別高圧～

- 社会保障の安定財源の確保を図る目的で、令和1年10月1日より消費税率が8%から10%に引き上げられます。
- これにともない、電気料金のご請求金額につきましても、消費税改正を反映させていただきますことにご理解いただきたく存じます。
- 変更概要につきまして、本書面にてお知らせいたしますので、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

株式会社リエゾンエナジー

1. 電気料金の変更内容について

消費税相当額以外の料金の変更はありません

電気料金は、以前から税込となっております。そのため、消費税改正を反映した料金に変更させていただきます。

電気料金と消費税等相当額のイメージ

	変更前	変更後
電気料金（税込）	計108万円	計110万円
消費税等相当額	8万円	10万円
電気料金（税抜）	100万円	100万円

※ 消費税等相当額の変更は、消費税法改正を反映した結果です。

<参考>料金単価変更のイメージ（業務用高圧電力標準プランの場合）

<変更前>
基本料金単価
1,684円80銭/kW(税込)

従量料金単価
夏季17円22銭/kWh(税込)
他季16円08銭/kWh(税込)

$$1,684円80銭/kW \times \frac{110}{108}$$

$$17円22銭/kWh \times \frac{110}{108}$$
$$16円08銭/kWh \times \frac{110}{108}$$

※ 銭未満四捨五入

<変更後>
基本料金単価
1,716円00銭/kW(税込)

従量料金単価
夏季17円54銭/kWh(税込)
他季16円38銭/kWh(税込)

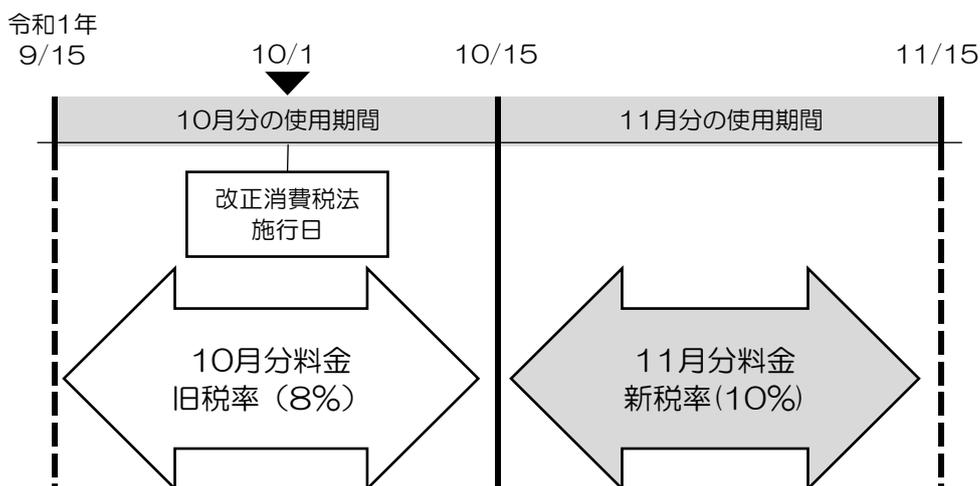
2. 電気料金の変更時期について（消費税法の経過措置）

令和1年11月分から変更させていただきます

令和1年9月30日以前から継続してご契約の場合、消費税法上の経過措置により、令和1年11月分の電気料金から変更させていただきます。

注)ご使用期間の開始日が毎月1日のお客様は、令和1年10月分からの変更させていただきます。

(例) ご使用期間の開始が毎月15日のお客様の場合



*10月分料金とは11月20日お支払い分の電気料金になります。

※令和1年10月1日を境とした日割り計算は行いません。

<参考>消費税法上の経過措置について

継続供給契約に基づき、令和1年10月1日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話、灯油に係る料金等で、令和1年10月1日から令和1年10月31日までの間に料金が確定するものにつきましては、旧税率(8%)が適用されます。

電気供給約款はこちら

<https://tsunagu-denki.com>